

京都営繕事務所からのお知らせ

～国土交通省ホームページに掲載の資料～

➤ 建築保全業務共通仕様書

建築保全業務で実施される「定期点検及び保守」、「運転・監視及び日常点検・保守」、「清掃」、「執務環境測定等」及び「警備」の各業務について、一般的な保全業務の作業項目と標準的に実施される作業内容、実施周期等を示したものであり、建築保全業務の内容に応じ、その全部又は一部を契約図書のひとつとして使用することを想定しています。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

～国土交通省ホームページに掲載の資料～

➤ 令和2年度建築保全業務労務単価

各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための参考単価として作成したものです。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000001.html

～国土交通省ホームページに掲載の資料～

➤ 令和3年度各所修繕費要求単価

官庁施設の各所修繕(部分的補修のための経常的な修繕)に必要な営繕工事費の概算要求額の算出に用いる工事費単価です。

➤ 令和3年度庁舎維持管理費要求単価

官庁施設の維持管理に必要な点検及び保守、運転・監視、清掃に要する経費の概算要求額の算出に用いる単価です。

➤ 国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態に関する集計（フォローアップ）結果について

国土交通省では、「アスベストに関する関係閣僚による会合」を受けて、平成17年度より毎年、国家機関の建築物及びその附帯施設における吹付けアスベスト等の使用実態を集計（フォローアップ）しています。フォローアップ開始時（平成17年9月15日時点）に702棟あった未対策施設は、平成29年度末には32棟になっています。

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000038.html

➤ 災害時、国の庁舎等の被害状況を営繕部へお知らせ下さい

国の機関の施設管理者におかれましては、災害時における庁舎の状況を被災情報伝達様式に記入し、電子メールに添付して送信してください。電子メールに添付出来ない場合は、プリントアウトしたものをファックスにて送信してください。被災情報伝達送信の手順、様式、送信先などは下記のホームページに詳しく掲載されています。

『 近畿 官庁施設の被災情報伝達 』で検索
<https://www.kkr.mlit.go.jp/build/facadmin/index.html>

➤ 施設に関する重大な事故・故障についてお知らせ下さい

国家機関の建築物等で保全に関する事故、故障が発生した場合は宮繕部にお知らせ下さい。

各施設において適切な保全を行うにあたり、施設が起因となる事故・故障の情報を迅速に得て、同一の事故、故障を未然に防ぐため各省各庁の施設保全責任者等に情報提供を行いますので、ご協力をお願いします。お知らせいただきたい事故、故障について、また様式、連絡先などは下記のホームページに詳しく掲載されています。

『 近畿宮繕 事故発生時の報告 』で検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/ol9a8v000000ozqr.html>

～その他のお知らせ～

➤ 災害時等の帰宅困難者への対応について

官庁施設の施設管理者が大規模災害発生時に帰宅困難者の受け入れに対応するためのマニュアルを作成する際、留意すべき事項を取りまとめました。

『官庁営繕 帰宅困難者への対応』で検索
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000003.html

➤ 建築保全業務特記仕様書、監督検査様式の案が掲載

「建築保全業務共通仕様書及び同解説」(平成30年版)の書籍に「建築保全業務特記仕様書(案)」、「建築保全業務監督検査様式(案)」が掲載されました。